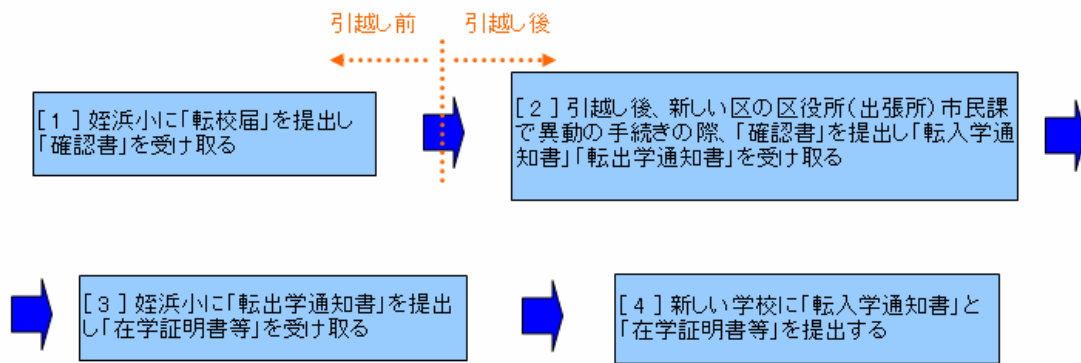


市内間の転校



※在学証明書等とは、在学証明書・教科書給与証明書・児童氏名ゴム印のことです

【1】 姪浜小に「転校届」を提出し「確認書」を受け取る

転出される時は、まず学校にお越しください。 転出予定日の約2週間前から受け付けます。
「転校届」に必要な事項を記入していただきます。

〔児童名・年組・保護者名・現住所・新住所・転校予定日〕

※諸事情で新住所が細かい所まで分からない時は、わかる範囲で結構です。

※印鑑を必ずご持参ください。

内容を確認し、「確認書」をお渡しします。

【2】 引越し後、新しい区の区役所（出張所）市民課で異動の手続きの際、「確認書」を提出し「転入学通知書」「転出学通知書」を受け取る

転居が終わりましたら、転居先の区役所（出張所）市民課で、区間異動届（住民異動の手続き）を行ってください。 その際、「確認書」（学校交付）を忘れずご提出ください。

区役所から「転入学通知書」と「転出学通知書」の2通が交付されます。

【3】 姪浜小に「転出学通知書」を提出し「在学証明書等」を受け取る

区役所での手続きが終わりましたら、もう一度学校へお越しください。

区役所で交付された「転出学通知書」を提出していただくと、「在学証明書等」をお渡しします。

【4】 新しい学校に「転入学通知書」と「在学証明書等」を提出する

転居先の学校に行き、「転入学通知書」（区役所交付）と「在学証明書等」（学校交付）をご提出ください。

以上で転出入の手続きは終わりです。 その他、教材費・PTA会費の精算については個別にご連絡いたします。